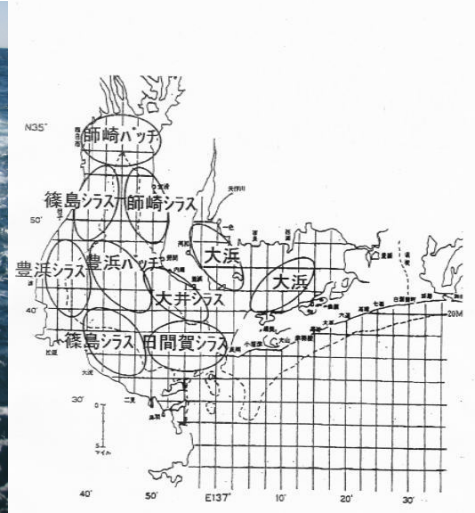


# ① 解禁日の決定

イカナゴ漁の解禁日は、伊勢・三河湾のイカナゴを漁獲する愛知・三重両県の漁業者が、協議の上、決定しています。

解禁日はイカナゴの体長が 3.5cm に成長する日を目安としており、イカナゴの成長は稚仔魚調査や試験びきの結果を用いて水産試験場が予測しています。

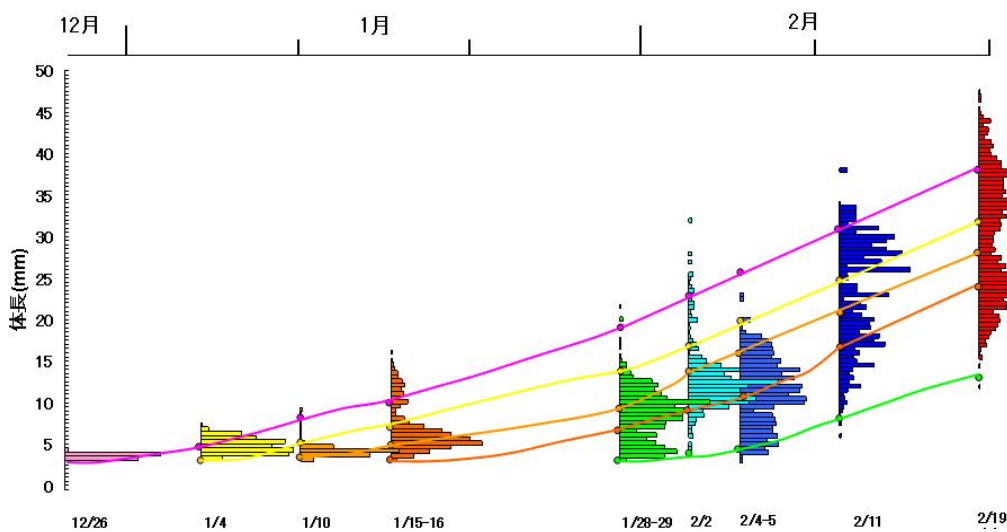
体長 3.5cm という解禁の目安は、水産試験場が市場価値と漁獲量のバランスを計算して求めました。また、成長予測のデータを得る稚仔魚調査や試験びきなどの調査では、水産試験場と漁業者が共同で実施するものもあります。



ボンゴネット稚仔魚調査

(水産試験場の調査船「海幸丸」で稚仔魚採取用のネットをひき、その分布量などを調べる)

漁船による試験びき調査区域図



群	体長 (2/19)	体長 32mm	体長 35mm
1	37.7mm	-	-
2	32.1mm	-	2月23日
3	28.1mm	2月24日	2月28日
4	24.1mm	2月29日	3月4日
5	13.0mm	3月14日	3月18日

イカナゴの成長予測

(稚仔魚調査や試験びきでサンプルを採取し、体長の測定結果からその後の成長を予測する)

## ② 終漁日の決定

イカナゴ漁の終漁日も、愛知・三重両県の漁業者が協議して決定しています。

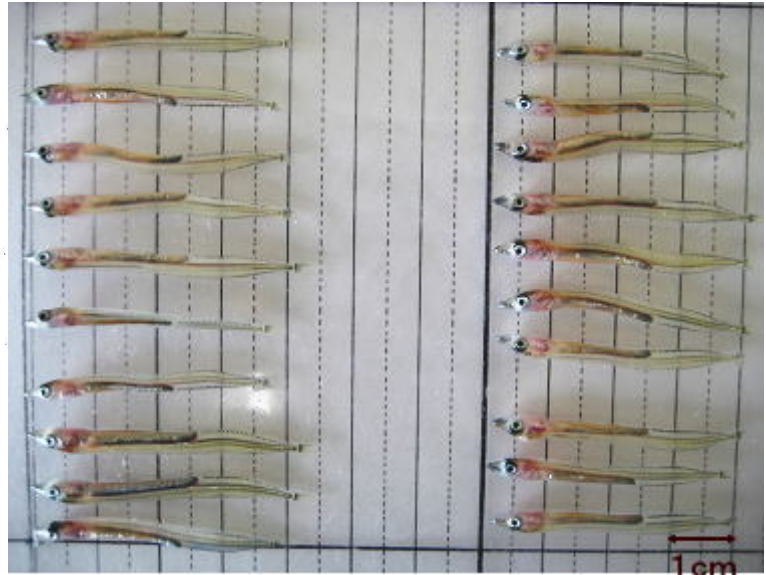
これまでの研究から、十分な水揚げを得るには、漁期のはじめに伊勢・三河湾内に200~300億尾のイカナゴが存在する必要があるため、そのためには毎年少なくとも20億尾の魚を獲り残す必要があることが分かっています。

そこで、両県の漁業者はイカナゴの残り尾数が20億尾を下回らない時点で終漁するよう取り決めており、残りの尾数は水産試験場が操業日毎の漁獲量とサンプルの測定結果から「デルーリ法」という尾数推定法を用いて計算しています。

### シラス・小女子 漁獲表

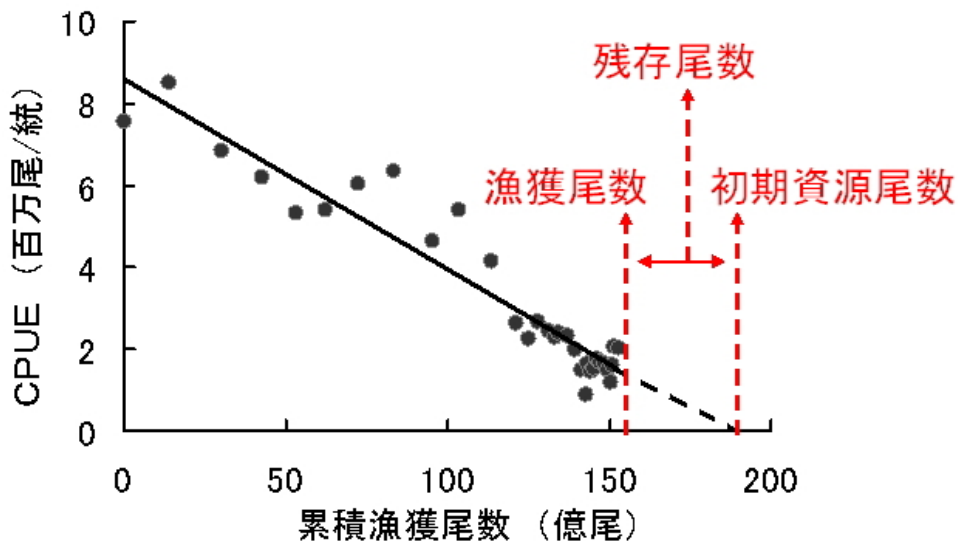
平成25年 3月 6日

統数 15  
 数量 1879  
 高値 12000  
 低値 1200  
 平均値 @ 7044



市場からの水揚量報告

サンプルの計測

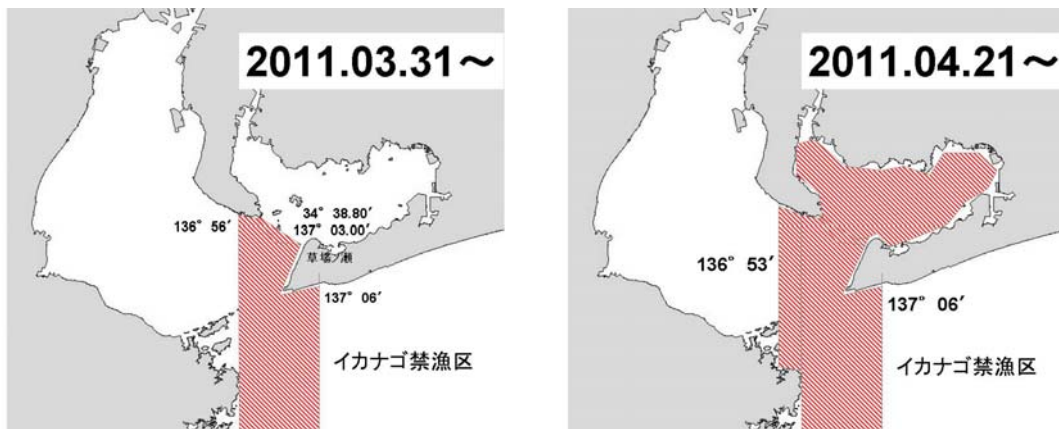


### イカナゴの残り尾数の計算（デルーリ法）

(操業日ごとの1隻あたりの漁獲尾数の変化から、湾内に存在するイカナゴの尾数を推定する方法)

### ③ 親魚の保護

親魚の産卵数は大型の魚ほど多いこと、また、早く成長したイカナゴは産卵場がある伊勢湾の湾口部へ早く移動することがわかっています。このため、両県の漁業者は、漁期の後半には伊勢湾湾口部に禁漁区を設定し、大型のイカナゴを翌年の優良な親魚として保護しています。



禁漁区の設定（2011年漁期）

また、一部の三重県の漁業者は、新仔イカナゴ漁の解禁日に先立つ1~2月頃に、親イカナゴ漁も操業しています。この操業については、産卵前の親魚の漁獲によって新仔の発生量が減少することのないよう、両県の漁業者と水産試験場の職員が立ち会いの下、試験びきで漁獲した親魚の産卵状態を確認し、その8割以上が産卵を終えていることを確認した上で、両県協議により親イカナゴ漁の解禁日を決定することとしています。（愛知県の漁業者は、資源保護のため、親イカナゴ漁は操業していない。）



親イカナゴ漁の解禁日協議



成熟した親魚